

MINISTRY OF FINANCE
THE JAPANESE GOVERNMENT

資料 2 の 1

請求権問題の解決方式に関する日本側書き物

昭和37年12月26日の予備交渉
(第21回会合において日本側提示)

1 無償経済協力

総額3億ドルとし、毎年3,000万ドルずつ10年間にわたり生産物および役務により無償供与する。ただし、財政事情によつては、双方合意の上繰上げ実施することができる。

2 対韓債権(4,573万ドル)の償還

(1) 韓国側は右金額を3年間に均等償還する。

(2) ただし、韓国側が、その外貨事情や内資事情等のため希望する場合には、毎年度韓国の要請により、当該年度における日本よりの無償供与額を債務償還該当額だけ減額し、これにより韓国側が同債務を支払つたと見做すことにする。

(3) 右(1)ないし(2)の措置の結果、当該年度における韓国側の対外期待資金が不足し、そのため、韓国の5カ年計画遂行に支障を来すような場合は、日本側よりの有償経済協力(後記3)の繰上げ実行を考慮する。

MINISTRY OF FINANCE
THE JAPANESE GOVERNMENT

3 有償経済協力（政府の干与する部分）

有償経済協力として海外経済協力基金より総額 2 億ドルの長期低利借款を 10 年間にわたり供与する。本件借款の条件は、年利率 3.5 パーセント、償還期間 20 年以内とする。

4 コマーシャル・ベースによる通常の借款（政府の直接干与しない部分）

プロジェクトの種類、金額、金融機関（輸出入銀行及びその他の民間金融機関）、条件等はすべて民間の通常の商談に委ね、従つてまた、とくに借款総額の上限も定めることはしないが、日本政府はこの種借款に関しては日韓国交正常化前でも実施が可能なよう措置する。